



2024 年 5 月 2 日

各 位

会社名 三 菱 商 事 株 式 会 社
代表者名 代表取締役 社長 中西 勝也
(コード：8058、東証プライム市場)
問合せ先 広報部 報道チームリーダー
平山 康司 (03-3210-2171)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を本年 6 月 21 日開催予定の 2023 年度定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 監査等委員会設置会社への移行等に伴う変更

当社は、本年 3 月 15 日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、監査役会設置会社から、監査等委員会設置会社に移行することといたしました。これに関連して、以下の事項を変更するものです。

- ① 監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設、ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等を行うとともに、機動的な意思決定および業務執行を行うことを可能とするため、取締役への権限委譲に関する変更案第 24 条を新設し、その他所要の変更を行う。
- ② 監査等委員会設置会社への移行に際し、当社の取締役会を実効性確保の観点から適切な規模とするべく、取締役の員数上限を設定する変更案第 17 条を新設する。
- ③ 株主への利益還元を機動的に実施できるよう、剰余金の配当や自己株式の取得等の決定を取締役会決議により行うことを可能とする変更案第 31 条を新設するとともに、自己株式の取得および中間配当の決定に関して同条の一部と重複する内容を定める現行定款第 7 条および第 34 条を削除する。なお、この定款変更の効力発生後も、引き続き株主総会で剰余金の配当等を決議することができる。

(2) 事業目的の変更

当社を取り巻く事業環境の不確実性が高まる中、今後の事業内容の更なる多様化と新規事業への進出に備えるべく、先般公表しております組織再編に沿う形で、現行定款に定める事業目的を整理するとともに、これに伴う条数等の変更を行うものです。

(3) その他全般に関する変更

条文の新設・削除に伴い、条数の整備を行うとともに、項番号の新設等の所要の変更を行うものです。

2. 変更の内容

定款の変更内容は、別紙のとおりです（別紙の下線部は変更箇所を示します）。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

2024 年 6 月 21 日（予定）

定款変更の効力発生日

2024 年 6 月 21 日（予定）

以 上

現行定款	変更案
第1章 総 則 第1条（条文省略） （目 的） 第2条 本会社は、<u>エネルギー・金属・機械・化学品・食料・消費財・インフラ・不動産など広範な分野において、</u>本会社又は本会社が株式若しくは持分を所有する他の会社を通じ、<u>商品・資源の売買、生産、製造、開発のほか、金融・物流事業、新規事業開発、各種サービスの提供など、</u>多角的な事業を行う。 前項の事業には、次の事業を含むものとする。 1. <u>石炭、石油、ガス（高压ガスを含む）その他の燃料類及びこれらの製品に関する事業</u> 2. <u>鉄、非鉄金属及びこれらの製品並びに鉱石及び鉱産物に関する事業</u> 3. <u>機械・器具（計量器・医療機器を含む）、車両、船舶、航空機及びこれらの部品に関する事業</u> 4. <u>化学製品、化粧品、薬品類（医薬品、医薬部外品、毒・劇物、火薬、発火物等を含む）、肥料及びこれらの原料に関する事業</u> 5. <u>食糧、酒類その他の飲料、油糧、油脂、樹脂、塩、農産・水産・林産・畜産・天産物、飼料、産業用資材、消費財及びこれらの製品・原料に関する事業</u> 6. <u>前各号の事業に関する商品その他の商品に関する売買、貿易、開発、探鉱、生産及び製造・加工業</u> 7. <u>発電事業及び電気、蒸気その他のエネルギーの供給に関する事業</u> 8. <u>上下水の処理及び各種水供給に関する事業</u> 9. <u>不動産業</u>	第1章 総 則 第1条（現行どおり） （目 的） 第2条 本会社は、<u>広範な産業分野において、</u>本会社又は本会社が株式若しくは持分を所有する他の会社を通じて、<u>多角的な事業を行う。</u> 2 前項の事業には、次の事業を含むものとする。 （1）<u>エネルギー（ガス、石油等を含む）に関する事業</u> （2）<u>化学品及び薬品（医薬品、医薬部外品、化粧品、毒・劇物、火薬等を含む）に関する事業</u> （3）<u>金属（鉱産物、石炭等を含む）に関する事業</u> （4）<u>機械・器具（医療機器等を含む）、車両、船舶及び航空機に関する事業</u> （5）<u>食料（酒類、塩等を含む）及び消費財に関する事業</u> （6）<u>前各号の事業に関する商品の売買、貿易、開発及び製造・加工業</u> （7）<u>インフラ（発電事業、電気・水道水の供給事業、下水道処理等を含む）に関する事業</u> （8）<u>不動産（宅地建物取引業、管理業等を含む）及び建設（建設コンサルタント、測量、設計・工事監理等を含む）に関する事業</u> （9）<u>金融・リース（有価証券等の売買、金銭の貸付け、債権の回収、債務の保証・引受け、金融商品取引業、投資助言・代理業、投資運用業、商品先物取引業等を含む）に関する事業</u>

現行定款	変更案
<u>10. 建設業並びに建設コンサルタント、測量及び設計業</u> <u>11. 医療施設、商業施設（宿泊施設、劇場を含む）及び飲食店の経営</u> <u>12. リース業</u> <u>13. 有価証券等の売買、金銭の貸付け、債権の売買、債務の保証・引受け、外国為替の売買等の金融業</u> <u>14. 商品投資販売業及び商品投資顧問業</u> <u>15. 損害保険業、損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務</u> <u>16. 陸運業、海運業、航空運送業及び貨物利用運送事業</u> <u>17. 倉庫業</u> <u>18. IT・情報に関する事業</u> <u>19. 電気通信事業、放送業、広告業及び出版・印刷業</u> <u>20. 労働者派遣事業</u> <u>21. 旅行業</u> <u>22. 廃棄・再生処理業及び古物売買業</u> <u>23. 企画、コンサルティング業</u> <u>24. 前各号の代理業、仲立業及び問屋業</u> <u>25. 前各号に関連する一切の事業</u>	<u>(10) 保険（損害保険業、損害保険代理業、生命保険の募集に関する業務等を含む）に関する事業</u> <u>(11) 運送・倉庫（陸運業、海運業、航空運送業、貨物利用運送事業等を含む）に関する事業</u> <u>(12) IT・情報（電気通信事業、放送業、広告業、出版・印刷業等を含む）に関する事業</u> <u>(13) 廃棄・再生処理業及び古物売買業</u> <u>(14) 労働者派遣事業</u> <u>(15) サービス（医療施設、商業施設（宿泊施設、劇場を含む）及び飲食店の経営、旅行業及び企画・コンサルティング業）に関する事業</u> <削除> <削除> <削除> <削除> <削除> <削除> <削除> <u>(16) 前各号の代理業、仲立業及び問屋業</u> <u>(17) 前各号に関連する一切の事業</u>
第3条（条文省略）	第3条（現行どおり）
（機 関）	（機 関）
第4条 本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
<u>1. 取締役会</u> <u>2. 監査役</u> <u>3. 監査役会</u> <u>4. 会計監査人</u>	<u>(1) 取締役会</u> <u>(2) 監査等委員会</u> <削除> <u>(3) 会計監査人</u>
第5条（条文省略）	第5条（現行どおり）

現行定款	変更案
第2章 株 式 第6条（条文省略） <u>（自己の株式の取得）</u> 第7条 本会社は、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式の取得（会社法第165条第2項に規定する取得をいう）を行うことができる。 （単元株式数及び単元未満株式の買増し） 第8条 本会社の単元株式数は、100株とする。 本会社の株主は、本会社にその有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式の売渡しを請求することができる。 （単元未満株主の権利） 第9条 本会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 <u>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> <u>2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利</u> <u>3. 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> <u>4. 前条第2項に規定する請求をする権利</u> （株主名簿管理人） 第10条 本会社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 本会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成及び備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、本会社においてはこれを取り扱わない。 （株式の取扱い） 第11条 <u>株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り及び買増しその他</u>	第2章 株 式 第6条（現行どおり） ＜削除＞ （単元株式数及び単元未満株式の買増し） 第7条 本会社の単元株式数は、100株とする。 <u>2</u> 本会社の株主は、本会社にその有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式の売渡しを請求することができる。 （単元未満株主の権利） 第8条 本会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 <u>（1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> <u>（2）取得請求権付株式の取得を請求する権利</u> <u>（3）募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> <u>（4）前条第2項に規定する請求をする権利</u> （株主名簿管理人） 第9条 本会社は、株主名簿管理人を置く。 <u>2</u> 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 <u>3</u> 本会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成及び備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、本会社においてはこれを取り扱わない。 （株式の取扱い） 第10条 <u>本会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款のほか、取締役会において定める</u>

現行定款	変更案
<u>株式に関する手続及びその手数料については、一般の慣行を参酌して取締役会で定める。</u> (基 準 日) 第12条 本公司は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とみなす。 前項その他定款に定めがある場合のほかに必要な場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、株主又は登録株式質権者の権利を行使することができる者とみなすことができる。 第3章 株主総会 (株主総会の招集時期) 第13条 定時株主総会は、毎年6月これを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時これを招集する。 (議 長) 第14条 株主総会は、社長が議長となる。ただし、社長に差し支えがあるとき又は欠員のときは、取締役会の定めた順序により代行者が議長となる。 (議決権の代理行使) 第15条 株主は、議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 (電子提供措置等) 第16条 本公司は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 本公司は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基	<u>株式取扱規則による。</u> (基 準 日) 第11条 本公司は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とみなす。 2 前項その他定款に定めがある場合のほかに必要な場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、株主又は登録株式質権者の権利を行使することができる者とみなすことができる。 第3章 株主総会 (株主総会の招集時期) 第12条 定時株主総会は、毎年6月これを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時これを招集する。 (議 長) 第13条 株主総会は、社長が議長となる。ただし、社長に差し支えがあるとき又は欠員のときは、取締役会の定めた順序により代行者が議長となる。 (議決権の代理行使) 第14条 株主は、議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 (電子提供措置等) 第15条 本公司は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 本公司は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権

現行定款	変更案
準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。 (決議の要件) 第17条 株主総会の特別決議(会社法第309条第2項に規定する決議をいう)は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。前項以外の株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数で行う。 第4章 取締役、取締役会及び執行役員 <新設> (取締役の選任) 第18条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。 取締役の選任決議は、累積投票によらない。 <新設> (取締役の任期) 第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総	の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。 (決議の要件) 第16条 株主総会の特別決議(会社法第309条第2項に規定する決議をいう)は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。<u>2 前項以外の株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数で行う。</u> 第4章 取締役、取締役会及び執行役員 <u>(取締役の定員)</u> 第17条 本会社の取締役は、17名以内とする。<u>2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u> (取締役の選任) 第18条 取締役は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u> <u>2 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</u> <u>3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</u> <u>4 会社法第329条第3項の規定に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> (取締役の任期) 第19条 取締役 <u>(監査等委員である者を除く)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最

現行定款	変更案
会終結の時に満了する。 ＜新設＞ ＜新設＞ (代表取締役) 第20条 取締役会の決議によって代表取締役を選定する。 代表取締役は、各自会社を代表する。 (取締役会長) 第21条 取締役会の決議によって取締役会長を選定する。 (取締役会の招集) 第22条 取締役会は、取締役会長がこれを招集し、その議長となる。ただし、取締役会長に差し支えがあるとき又は欠員のときは、取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の少なくとも3日前に発する。 (取締役会の決議の省略) 第23条 本社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監査役が当該提案について異議を述べたときを除く)は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものと	終のものに関する定時株主総会終結の時に満了する。 <u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時に満了する。</u> <u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> (代表取締役) 第20条 取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員である者を除く)の中から</u>、代表取締役を選定する。 <u>2 代表取締役は、各自会社を代表する。</u> (取締役会長) 第21条 取締役会の決議によって、<u>取締役会長を選定する。</u> (取締役会の招集) 第22条 取締役会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き</u>、取締役会長がこれを招集し、その議長となる。ただし、取締役会長に差し支えがあるとき又は欠員のときは、取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。 <u>2 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の少なくとも3日前に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> (取締役会の決議の省略) 第23条 本社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができる者に限る)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみな

現行定款	変更案
みなす。 ＜新設＞ (取締役の報酬等) 第24条 取締役の報酬等(会社法第361条に定める報酬等をいう)は、株主総会の決議によって定める。 (取締役の責任軽減) 第25条 本公司は、取締役会の決議(会社法第426条第1項の規定に基づく決議をいう)によって、法令に定める範囲内で、取締役の責任を免除することができる。 本公司は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間で、法令に定める額を限度として、当該取締役の責任を限定する契約(会社法第427条第1項の規定に基づく契約をいう)を締結することができる。 (執行役員) 第26条 取締役会の決議によって執行役員を定め、業務を執行させる。 取締役会の決議によって執行役員の中から社長及びその他の役付執行役員を選定する。 第5章 監査役及び監査役会 (監査役の選任) 第27条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。	す。 (重要な業務執行の決定の委任) 第24条 本公司は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。 (取締役の報酬等) 第25条 取締役の報酬等(会社法第361条に規定する報酬等をいう)は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。 (取締役の責任軽減) 第26条 本公司は、取締役会の決議(会社法第426条第1項の規定に基づく決議をいう)によって、法令に定める範囲内で、取締役(取締役であった者を含む)の責任を免除することができる。 2 本公司は、取締役(業務執行取締役等である者を除く)との間で、法令に定める額を限度として、当該取締役の責任を限定する契約(会社法第427条第1項の規定に基づく契約をいう)を締結することができる。 (執行役員) 第27条 取締役会の決議によって執行役員を定め、業務を執行させる。 2 取締役会の決議によって執行役員の中から社長及びその他の役付執行役員を選定する。 第5章 監査等委員会 ＜削除＞

現行定款	変更案
<u>前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</u>	
<u>(監査役の任期)</u> <u>第28条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時に満了する。</u>	<削除>
<u>(常勤の監査役)</u> <u>第29条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u>	<u>(常勤の監査等委員)</u> <u>第28条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定する。</u>
<u>(監査役会の招集)</u> <u>第30条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の少なくとも3日前に発する。</u>	<u>(監査等委員会の招集)</u> <u>第29条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の少なくとも3日前に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>
<u>(監査役の報酬等)</u> <u>第31条 監査役の報酬等(会社法第387条に規定する報酬等をいう)は、株主総会の決議によって定める。</u>	<削除>
<u>(監査役の責任軽減)</u> <u>第32条 本会社は、取締役会の決議(会社法第426条第1項の規定に基づく決議をいう)によって、法令に定める範囲内で、監査役の責任を免除することができる。</u> <u>本会社は、監査役との間で、法令に定める額を限度として、監査役の責任を限定する契約(会社法第427条第1項の規定に基づく契約をいう)を締結することができる。</u>	<削除>

現行定款	変更案
第6章 計 算 (事業年度) 第<u>33</u>条 本会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。 (剰余金の配当) 第<u>34</u>条 本会社は、株主総会の決議により、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。 ＜新設＞ (配当金の除斥期間) 第<u>35</u>条 期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、本会社はその支払の義務を免れる。 ＜新設＞	第6章 計 算 (事業年度) 第<u>30</u>条 本会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。 ＜削除＞ (剰余金の配当等) 第<u>31</u>条 本会社は、剰余金の配当、自己株式の取得に関する事項等会社法第459条第1項各号に掲げる事項を、取締役会の決議によって定めることができる。 2 本会社は、毎年3月31日のほか、9月30日その他取締役会が定める日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行うことができる。 (配当金の除斥期間) 第<u>32</u>条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、本会社はその支払の義務を免れる。 附 則 1 2024年6月開催の2023年度定時株主総会の終結前の監査役（監査役であった者を含む）の行為に関する会社法第423条第1項の責任の取締役会決議

現行定款	変更案
	<u>による免除については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第 32 条に定めるところによる。</u> <u>2 2024 年 6 月開催の 2023 年度定時株主総会の終結前の監査役（監査役であった者を含む）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第 32 条に定めるところによる。</u>

以 上